

# 金沢市市民芸術文化公演活動促進奨励金

R7年度も芸術文化公演活動を支援します！

募集開始日

令和7年4月1日（火）

- 申請期限の詳細はチラシ裏面に記載（公演日により異なります）

対象団体の条件 \*次の要件をすべて満たすこと

- 芸術文化活動を主目的とする市民団体であること
- 団体の事務所等が金沢市内に設置されていること



対象公演の条件 \*次の要件をすべて満たすこと

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する公演であること
- 最も高い入場料が1,000円以下で営利を目的としないこと
- 政治活動、宗教活動又はこれらに類する公演でないこと
- 国、地方自治体等の他の制度による補助金を受けていないこと
- 広く一般市民が参加できること
- 以下の3施設いずれかで実施する公演であること

金沢歌劇座・金沢市文化ホール・北國新聞赤羽ホール

（中心商業地に位置し、500席以上の固定席を持つ施設）



奨励金の額

\*奨励金の交付は1団体1回に限ります

【奨励金の額】

①②いずれか低い方の額（上限20万円）

①会場使用料（上限20万円）

②総事業費から入場料等の事業収入をのぞいた額

対象経費・申請についての詳細は裏面をご確認ください

## 対象経費

区分	費用の例示
会場使用料	ホール、楽屋、練習室、会議室、照明設備、映写設備、音響設備、舞台設備等の使用料金

## 申請から奨励金交付までの流れ

事業計画認定申請書の様式は金沢市ホームページよりダウンロードできます。  
金沢市役所ホームページ「金沢市市民芸術文化公演活動促進奨励金」で検索

①事業計画の認定申請（申請者）	募集期間内に事業計画認定申請書を提出（郵送又はE-mail）
②事業計画の審査・認定（市）	選定委員会による審査を経て、認定事業を決定し、認定事業の申請者へ認定通知書を送付
③認定事業の実施（申請者）	令和7年4月1日～令和8年3月31日
④奨励金の交付申請（申請者）	事業完了後15日以内に奨励金交付申請書を提出
⑤奨励金の交付（市）	奨励金交付申請書の審査の後、奨励金を交付（口座振込）

※事業計画の申請期限について

令和7年4月1日～令和7年6月30日までの公演

・・・令和7年4月30日までに申請

令和7年7月1日～令和7年9月30日までの公演

・・・令和7年6月20日までに申請

令和7年10月1日～令和7年12月31日までの公演

・・・令和7年9月20日までに申請

令和8年1月1日～令和8年3月31日までの公演

・・・令和7年12月20日までに申請

申請・お問い合わせは...

金沢市役所文化政策課 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL (076) 220-2442 FAX (076) 220-2069

e-mail [bunshin@city.kanazawa.lg.jp](mailto:bunshin@city.kanazawa.lg.jp)